

農産物検査に関する事務処理要領

愛知県通知

制	定	平成28年4月1日
改	正	平成28年7月11日
改	正	平成30年1月31日
改	正	平成31年4月1日
改	正	令和元年9月2日
改	正	令和2年5月14日
改	正	令和2年10月12日
改	正	令和3年1月25日
改	正	令和3年12月28日
改	正	令和4年8月18日
改	正	令和5年5月15日
改	正	令和6年4月26日
改	正	令和7年5月26日

目 次

I 地域登録検査機関の登録等	・ ・ ・ 3
第1 登録等の申請書の提出等	・ ・ ・ 3
第2 登録等の実施	・ ・ ・ 4
第3 登録事項の変更の届出等	・ ・ ・ 7
第4 業務規程の届出等	・ ・ ・ 7
1 業務規程の届出	・ ・ ・ 7
2 業務規程の審査	・ ・ ・ 7
第5 登録等の標準処理期間	・ ・ ・ 8
【参照】別紙1 地域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル 別紙2 地域登録検査機関の登録等審査等手続マニュアル	
II 農林水産大臣に対する申出・検査結果報告	・ ・ ・ 8
第1 農林水産大臣に対する申出の取扱い	・ ・ ・ 8
1 申出書の提出	・ ・ ・ 8
2 調査体制の整備	・ ・ ・ 8
【参照】別紙3 農林水産大臣に対する申出取扱いマニュアル	
第2 農産物検査の検査結果報告等	・ ・ ・ 9
1 検査結果の取りまとめ事項	・ ・ ・ 9
2 検査結果の報告方法及び期日	・ ・ ・ 9
3 情報の提供	・ ・ ・ 9
4 情報請求者への情報の提供	・ ・ ・ 9
【参照】別紙4 農産物検査の検査結果等報告マニュアル	
III 国との連携	・ ・ ・ 10
IV その他	・ ・ ・ 10
別紙1 地域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル	
地域登録検査機関の登録申請手続	・ ・ ・ 1-1
成分検査に関する業務の委託関係	・ ・ ・ 1-3
第1 地域登録検査機関の登録等の申請	・ ・ ・ 1-4
第2 等級証印の管理等	・ ・ ・ 1-6
第3 帳簿	・ ・ ・ 1-7
第4 成分検査に関する業務の受委託	・ ・ ・ 1-7
第5 農産物検査員証の再交付等の届出	・ ・ ・ 1-8

別紙２ 地域登録検査機関の登録等審査手続マニュアル

地域登録検査機関の登録等の申請・審査等手続	・・・	2-1
地域登録検査機関の登録事項変更の届出・審査等手続	・・・	2-2
第１ 地域登録検査機関の登録等	・・・	2-3
第２ 業務規程の確認等	・・・	2-7
第３ 農産物検査員証の交付等	・・・	2-8
第４ 地域登録検査機関の登録事項の証明等	・・・	2-9
第５ 成分検査に関する業務の受委託	・・・	2-9
第６ 地域登録検査機関の登録状況報告	・・・	2-10

別紙３ 農林水産大臣に対する申出取扱いマニュアル

農林水産大臣に対する申出取扱手続		
第１ 農林水産大臣に対する申出	・・・	3-1
第２ 調査体制の整備	・・・	3-1
第３ 調査の実施等	・・・	3-2
第４ 調査結果についての申出者への回答	・・・	3-3
第５ 検査に関する苦情の処理	・・・	3-4

別紙４ 農産物検査の検査結果等報告マニュアル

検査結果報告		
第１ 検査結果報告書の作成	・・・	4-1
第２ 検査結果報告書の提出	・・・	4-1
第３ 報告書の取りまとめ等	・・・	4-1
第４ 検査結果の公表等	・・・	4-2

農産物検査に関する事務処理要領

農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）第17条の規定による登録検査機関の登録、第18条の規定による登録の更新、第19条の規定による変更登録及び第20条第3項の規定による農産物検査結果の報告、第21条の規定による業務規程の届出、第29条の規定による情報の提供及び第33条の規定による農林水産大臣に対する申出の実施に関し、愛知県知事（以下「知事」という。）が地域登録検査機関（登録検査機関であってその農産物検査を行う区域が愛知県の区域であるものをいう。以下同じ。）を対象として行う事務に必要な手続きについては、法、農産物検査法施行令（平成7年政令第357号）、農産物検査法関係手数料令（昭和59年政令第143号）、農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号。以下「規則」という。）、関係告示及び農産物検査に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第213号農林水産省総合食料局長通知。以下「基本要領」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによるものとする。

（参 考）

【農産物検査法】（昭和26年法律第144号）

（都道府県が処理する事務）

第37条 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

【農産物検査法施行令】（平成7年政令第357号）

（都道府県が処理する事務）

第5条 法に規定する農林水産大臣の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。ただし、第1号及び第13号から第16号までに掲げる事務（法の目的を達成するため特に必要があると認める場合におけるものに限る。）については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

- （1）法第16条の規定による表示の除去若しくは抹消又は検査証明書の返還の要求（いずれも登録検査機関であってその農産物検査を行う区域が一の都道府県の区域であるもの（以下「地域登録検査機関」という。）が行う農産物検査に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の知事
- （2）法第17条第1項の規定による申請の受理並びに同条第2項の規定による登録及び当該登録に係る同条第6項の規定による公示（いずれも地域登録検査機関に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の知事
- （3）法第17条第7項又は第8項の規定による届出の受理及び当該届出に係る同条第9項の規定による公示（いずれも地域登録検査機関に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の知事
- （4）法第18条第3項において準用する法第17条第1項の規定による申請の受理並びに同条第2項の規定による更新及び当該更新に係る同条第6項の規定による公示（いずれ

- も地域登録検査機関に関するものに限る。)に関する事務 当該都道府県の知事
- (5) 法第18条第4項の規定による公示(地域登録検査機関に関するものに限る。)に関する事務 当該都道府県の知事
- (6) 法第19条第2項の規定による申請の受理並びに同条第3項において準用する法第17条第2項の規定による変更登録及び当該変更登録に係る同条第6項の規定による公示(いずれも地域登録検査機関に関するものに限る。)に関する事務 当該都道府県の知事
- (7) 法第20条第3項の規定による報告の受理(地域登録検査機関に関するものに限る。)に関する事務 当該都道府県の知事
- (8) 法第21条第1項の規定による届出の受理及び当該届出に係る同条第2項の規定による命令(いずれも地域登録検査機関に関するものに限る。)に関する事務 当該都道府県の知事
- (9) 法第22条の規定による命令(地域登録検査機関に関するものに限る。)に関する事務 当該都道府県の知事
- (10) 法第23条の規定による命令(地域登録検査機関に関するものに限る。)に関する事務 当該都道府県の知事
- (11) 法第24条第1項から第3項までの規定による登録の取消し及び当該取消しに係る同条第4項の規定による公示(いずれも地域登録検査機関に関するものに限る。)に関する事務 当該都道府県の知事
- (12) 法第24条第2項の規定による命令並びに当該命令に係る同条第4項の規定による公示及び法第32条第1項の規定による聴聞(いずれも地域登録検査機関に関するものに限る。)に関する事務 当該都道府県の知事
- (13) 法第30条第1項の規定による農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者等又は倉庫業者に対する報告の徴収に関する事務 当該生産者の住所地又は当該輸入業者、売買取引業者等若しくは倉庫業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事
- (14) 法第30条第2項の規定による登録検査機関に対する報告の徴収(地域登録検査機関に関するものに限る。)に関する事務 当該都道府県の知事
- (15) 法第31条第1項の規定による農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者等又は倉庫業者に関する立入調査に関する事務 当該立入調査に係る場所の所在地を管轄する都道府県知事
- (16) 法第31条第2項の規定による登録検査機関に関する立入調査(地域登録検査機関に関するものに限る。)に関する事務 当該都道府県の知事
- (17) 法第33条第1項の規定による申出の受付並びに同条第2項の規定による調査及び措置(いずれも地域登録検査機関が行う農産物検査に関するものに限る。)に関する事務 当該都道府県の知事
- 2 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る農林水産大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。
- 3 都道府県知事は、第1項本文の規定により同項第1号、第7号又は第9号から第12号までに掲げる事務(第11号に掲げる事務にあつては同号に規定する登録の取消しに関する事

務、第12号に掲げる事務にあつては同号に規定する命令に関する事務に限る。)を行った場合には、農林水産省令で定めるところにより、その内容を農林水産大臣に報告しなければならない。

(以下略)

【農産物検査法施行規則】（昭和26年農林省令第32号）

（都道府県知事の行う表示の除去等の内容等の報告）

第28条 （略）

2 令第5条第3項の規定による報告（同条第1項第7号に掲げる事務に係るものに限る。）

は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

（1）受理をした報告に係る登録検査機関が農産物検査を行った農産物の数量

（2）受理をした報告に係る登録検査機関が農産物検査を行った農産物の種類及び銘柄、
量目、荷造り及び包装並びに品位又は成分についての検査の結果

（3）その他参考となるべき事項

I 地域登録検査機関の登録等

第1 登録等の申請書の提出等

- 1 地域登録検査機関の登録、登録の更新及び変更登録（以下「登録等」という。）を受けようとする法人（以下「申請者」という。）は、規則第13条第1項各号又は同第19条各号に掲げる事項を記載した登録等申請書（以下「登録等申請書」という。）を知事に提出する。

なお、申請者は、申請に先立って相談を希望する場合、愛知県に面談、郵送、電話、FAX又は電子メールにより事前相談を行うことができる。

- 2 1により登録等申請書の提出を受けた知事は、遅滞なく当該申請書を審査する。
- 3 農産物検査を行う区域の増加に係る変更登録をしようとする地域登録検査機関は、基本要領に規定する変更登録に係る申請書を知事を経由して地方農政局長に提出する。

別紙1 登録検査機関の登録等申請書マニュアル

（参 考）

【農産物検査法施行規則】（昭和26年農林省令第32号）

（登録検査機関の登録）

第13条 法第17条第1項の登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に登録免許税の領収証書をはり付け、かつ、定款、登記事項証明書、役員の氏名及び住所を記載した書面、申請の日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに申請の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画及び収支予算に関する書類を添え、これを農林水産大臣に提出してしなければならない。

（1）名称並びに主たる事務所及び従たる事務所の所在地

（2）農産物検査を行おうとする農産物の種類（国内産農産物又は外国産農産物の別を含

む。)

(3) 農産物検査の登録の区分

(4) 農産物検査を行おうとする区域

(5) 1年間に行おうとする農産物の種類(国内産の米穀又は麦にあつては、包装されているもの及び包装されていないものの別。第19条第2号において同じ。)ごとの品位等検査の検査見込数量又は1年間に行おうとする成分検査の検査見込件数

(6) 農産物検査を行う農産物検査員の氏名及び住所並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

(7) 農産物検査を行う場合に用いることとしている機械器具その他の設備及びその所在場所

(8) 法第17条第3項各号のいずれかに該当する事実の有無

(変更登録)

第19条 法第19条第2項の変更登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に登録免許税の領収証書又は登録免許税の額に相当する金額の収入印紙をはり付け、これを農林水産大臣に提出してしなければならない。

(1) 法第17条第4項第3号から第5号までに掲げる事項のうち変更しようとする事項

(2) 1年間に行おうとする農産物の種類ごとの品位等検査の検査見込数量又は1年間に行おうとする成分検査の検査見込件数

(3) 農産物検査を行う農産物検査員の氏名及び住所並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

(4) 農産物検査を行う場合に用いることとしている機械器具その他の設備及びその所在場所

第2 登録等の実施

- 1 知事は、確認の結果、申請者による登録等の申請が法第17条第2項各号の登録要件に適合していると認めるときは、規則別記様式第18号による検査機関登録台帳(以下「登録台帳」という。)に法第17条第4項各号に掲げる事項及び規則第17条に定める農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類を記帳して登録するとともに、当該農産物検査員に対し規則第14条第2項の規定に基づき、規則別記様式第19号による農産物検査員証を交付する。

別紙2 登録検査機関の登録等審査手続マニュアル

(参 考)

【農産物検査法】(昭和26年法律第144号)

(登録検査機関の登録)

第17条 (略)

- 2 農林水産大臣は、前項の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合していると認められるとき(同項第1号の検査の区分に係る登録の申請にあつては、都道府県の区域ごとに第1号及び第2号に掲げる要件に適合している場合に限る。)は、農林水産省令で定めるところにより、その登録をしなければならない。

- (1) 農産物検査を適確に行うために必要な知識及び技能を有する者として農林水産省令で定めるものが農産物検査を実施し、その数が農林水産省令で定める数以上であること。
- (2) 農林水産省令で定める機械器具その他の設備を用いて農産物検査を行うものであること。
- (3) 農産物検査の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人であること。
- (4) 農産物検査の業務の公正な実施を確保するため必要な体制が整備されていること。

3 (略)

4 登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。

- (1) 登録年月日及び登録番号
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (3) 登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類
- (4) 登録の区分
- (5) 登録検査機関が農産物検査を行う区域
- (6) 第28条の規定により業務の委託をし、又は委託を受ける場合にあつては、当該委託に係る契約の相手方である登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (7) 農産物検査を行う農産物検査員（第2項第1号に規定する者をいう。第20条において同じ。）の氏名その他農林水産省令で定める事項
(登録の更新)

第18条 (略)

3 前条第1項から第6項までの規定は、第1項の更新について準用する。

(変更登録)

第19条 登録検査機関は、第17条第4項第3号から第5号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更登録を受けなければならない。

2 前項の変更登録を受けようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、農林水産大臣に変更登録の申請をしなければならない。

3 第17条第2項から第6項までの規定は、第1項の変更登録について準用する。

(都道府県が処理する事務)

第37条 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

【農産物検査法施行令】（平成7年政令第357号）

(都道府県が処理する事務)

第5条 (略)

- (2) 法第17条第1項の規定による申請の受理並びに同条第2項の規定による登録及び当該登録に係る同条第6項の規定による公示（いずれも地域登録検査機関に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の知事

(3) 法第17条第7項又は第8項の規定による届出の受理及び当該届出に係る同条第9項の規定による公示（いずれも地域登録検査機関に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の知事

(4) 法第18条第3項において準用する法第17条第1項の規定による申請の受理並びに同条第2項の規定による更新及び当該更新に係る同条第6項の規定による公示（いずれも地域登録検査機関に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の知事

(5) 法第18条第4項の規定による公示（地域登録検査機関に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の知事

(6) 法第19条第2項の規定による申請の受理並びに同条第3項において準用する法第17条第2項の規定による変更登録及び当該変更登録に係る同条第6項の規定による公示（いずれも地域登録検査機関に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の知事

(以下略)

【農産物検査法施行規則】（昭和26年農林省令第32号）

（登録検査機関の登録）

第13条 （略）

第14条 法第17条第2項（法第18条第3項及び第19条第3項において準用する場合を含む。）の登録は、別記様式第18号による登録台帳に記帳して行う。

2 農林水産大臣は、前項の規定により登録された者に対し、農産物検査員であることを示す別記様式第19号による農産物検査員証を交付するものとする。

3 農産物検査員は、その業務を行うときは、前項の農産物検査員証を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

（登録台帳の記載事項）

第17条 法第17条第4項第7号（法第18条第3項及び第19条第3項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類とする。

2 知事は、国内産農産物の品位等検査の登録に当たり、法第17条第2項第1号から第4号に定める要件に適合していることを確認し、登録する。

また、外国産農産物の品位等検査の登録に当たり、事務所に円滑かつ適正な検査を実施するために支障がないと認められる明るさ及び広さを有する分析室を備え、かつ農産物検査員が2名以上（うち常駐者1名）いることを確認し、登録する。

3 知事は、登録等をしたときは地域登録検査機関の登録通知書を、登録等を拒否したときは地域登録検査機関の登録拒否通知書を、遅滞なく、申請者に送付する。

4 次に掲げる公示は、知事が庁舎内の掲示板等に掲示して行うとともに、地方農政局長と公示内容を共有する。

- (1) 法第17条第6項（法第18条第3項及び第19条第3項において準用する場合を含む。）の規定による登録等の公示
- (2) 法第17条第9項の規定による登録事項の変更の届出及び業務の休止又は廃止の届出の公示
- (3) 法第18条第4項の規定による地域登録検査機関の登録の失効の公示

(参 考)

【農産物検査法】（昭和26年法律第144号）

（登録検査機関の登録）

第17条 （略）

- 6 農林水産大臣は、第2項の登録をしたときは、遅滞なく、第4項に掲げる事項を公示しなければならない。
- 7 登録検査機関は、第4項第2号、第6号又は第7号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
- 8 登録検査機関は、農産物検査の業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
- 9 農林水産大臣は、前2項の届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（登録の更新）

第18条 （略）

- 3 前条第1項から第6項までの規定は、第1項の更新について準用する。
- 4 農林水産大臣は、第1項の規定により登録検査機関の登録が効力を失つたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（変更登録）

第19条 （略）

- 3 第17条第2項から第6項までの規定は、第1項の変更登録について準用する。

第3 登録事項の変更の届出等

- 1 法第17条第7項の規定による登録事項の変更の届出（法第17条第4項第6号に掲げる事項のうち業務の委託をする相手方に係る変更の届出を除く。）は、登録事項変更届出書により、知事に届け出る。
なお、地域登録検査機関は、届出に先立って相談を希望する場合、面談、郵送、電話、FAX又は電子メールにより事前相談を行うことができる。
- 2 法第17条第8項の規定による業務の休止及び廃止の届出は、地域登録検査機関業務休止（廃止）届出書により、知事に届け出る。
- 3 知事は、1又は2の届出を受理したときは、登録台帳の記載事項の変更を行う。

第4 業務規程の届出等

- 1 業務規程の届出

地域登録検査機関は、農産物検査の業務の開始までに、業務規程を別紙 1 地域登録検査機関の登録等申請手続マニュアルの内容を踏まえ作成し、知事に届け出る。

また、変更登録及び登録事項の変更等に伴い業務規程を変更するときも同様とする。

なお、地域登録検査機関は、届出に先立って相談を希望する場合、面談、郵送、電話、FAX又は電子メールにより事前相談を行うことができる。

2 業務規程の審査

業務規程の届出を受けた知事は、審査を行い、当該業務規程が農産物検査の適正かつ確実な実施上不適當であると認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命じる。

なお、審査に当たり、必要に応じて現地での確認を行うことができるものとする。

第 5 登録等の標準処理期間

地域登録検査機関の登録等の申請が県に到達してから、知事が当該申請に対する処分をするまでの標準処理期間は、次のとおりとする。

なお、知事は、処理期間の短縮及び申請者への適切な情報提供に努めるものとする。

処 分 名	標準処理期間
地域登録検査機関の登録	25 日
地域登録検査機関の登録更新	10 日
地域登録検査機関の変更登録（農産物の種類の変更）	10 日
地域登録検査機関の変更登録（登録の区分の変更）	25 日

（注）書類の不備による補正に要した期間及び県の休日に関する条例（平成元年愛知県条例第 4 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日（以下「県の休日」という。）は、標準処理期間に算入しない。

Ⅱ 農林水産大臣に対する申出・検査結果報告

第 1 農林水産大臣に対する申出の取扱い

1 申出書の提出

法第 33 条第 1 項の農林水産大臣に対する申出（以下「申出」という。）を行おうとする者は、申出書（正副 2 通）を知事に提出して、申出を行う。

2 調査体制の整備

知事は、申出に迅速かつ的確に対応する観点から、あらかじめ申出受付窓口を開設する。

なお、申出に係る調査を行うために必要な農産物の積替え、運搬及び開装に要する費用は、申出を行った者の負担とする。

別紙 3 農林水産大臣に対する申出取扱いマニュアル

(参 考)

【農産物検査法】（昭和26年法律第144号）

（農林水産大臣に対する申出）

第33条 何人も、第13条第1項の規定による表示が付され、又は同項の検査証明書が交付された農産物が当該表示又は検査証明書の記載に係る農産物検査規格に該当しないと認めるときは、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を農林水産大臣に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。

2 農林水産大臣は、前項に規定する申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、第23条に規定する措置その他の適切な措置をとらなければならない。

第2 農産物検査の検査結果報告等

法第3条から第10条までの規定に基づき地域登録検査機関が実施した農産物検査の検査結果の取りまとめ及び報告並びに法第29条の規定に基づく検査結果その他農産物検査に関する情報の提供については、次に定めるところによる。

1 検査結果の取りまとめ事項

知事は、地域登録検査機関が、規則の規定に基づき農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日を定める件（平成13年農林水産省告示第445号）の規定に基づき報告する検査結果に係る事項について、検査結果を取りまとめる。

2 検査結果の報告方法及び期日

知事は、基本要領に定める期日までに管内の検査結果について取りまとめを行い、電子メールにより地方農政局長に報告を行う（公印不要）。

ただし、報告期日が県の休日に当たるときは、県の休日の翌日をもってその期日とする。

なお、やむを得ない事情により期日までに報告できない場合は、その旨をあらかじめ地方農政局長に報告する。

3 情報の提供

（1）検査結果の公表

知事は、取りまとめた検査結果のうち、次に掲げるものについて公表の必要があると認める場合は、公表を行うことができる。

ア 国内産米穀の検査結果

イ 国内産麦類の検査結果

ウ 国内産大豆の検査結果

エ 輸入農産物の検査結果

オ その他知事が公表の必要があると認める検査結果

（2）公表方法

（1）の公表に当たっては、農林水産省農産局長が公表した後に、ホームページへの掲載等により公表を行う。

別紙4 農産物検査の検査
結果報告等マニュアル

4 情報請求者への情報の提供

(1) 情報の提供時期

知事は、情報提供を請求する者（以下「情報請求者」という。）に対し、農林水産省農産局長が公表した後に情報の提供を行う。

(2) 情報の提供内容

情報の提供内容は、3の(1)の公表内容及びその他取りまとめた情報について、知事が、法第29条の趣旨に基づき提供を認めたものとする。

なお、情報請求者に対して提供する情報の取扱いについては、原則として情報請求者限りとするよう、提供の際に指示する。

(3) 情報の提供方法

知事は、情報請求者との話し合いにより提供方法を決定する。

なお、情報の提供に当たっては、知事は整理簿を作成し、情報請求者から依頼の趣旨、活用の具体的内容を聴取するとともに、受渡方法と併せて記載しておくものとする。

(参 考)

【農産物検査法】（昭和26年法律第144号）

(情報の提供)

第29条 国は、農産物の公正かつ円滑な取引及びその品質の改善に資するため、農産物検査の結果その他農産物検査に関する情報の提供に努めなければならない。

Ⅲ 国との連携

知事は、Ⅰ及びⅡの事務に当たって、国と密接な連携の下に行うものとする。

Ⅳ その他

Ⅰ及びⅡに係る手続の細部の事項は、別紙1から別紙4までに定めるところによる。

別紙1 地域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル

別紙2 地域登録検査機関の登録等審査手続マニュアル

別紙3 農林水産大臣に対する申出取扱いマニュアル

別紙4 農産物検査の検査結果等報告マニュアル

附 則（平成28年3月31日付け27園産第759号）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月11日付け28園産第253号）

この要領は、平成28年7月11日から施行する。

附 則（平成30年1月31日付け29園産第682号）

この要領は、平成30年1月31日から施行する。

附 則（平成31年4月1日付け31園産第143号）

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月2日付け31園産第503号）

この要領は、令和元年9月2日から施行する。

附 則（令和2年5月14日付け2園産第151号）

この要領は、令和2年5月14日から施行する。

附 則（令和2年10月12日付け2園産第516号）

この要領は、令和2年10月12日から施行する。

附 則（令和3年12月28日付け3園産第662号）

この要領は、令和3年12月28日から施行する。

附 則（令和4年8月18日付け4園産第451号）

この要領は、令和4年8月18日から施行する。

附 則（令和5年5月15日付け5園産第180号）

この要領は、令和5年5月15日から施行する。

附 則（令和6年4月26日付け6園産第112号）

この要領は、令和6年4月26日から施行する。

附 則（令和7年5月26日付け7園産第159号）

この要領は、令和7年5月26日から施行する。